重要事項説明書（居宅介護支援・利用料金）

基本報酬

居宅介護支援費（Ⅰ）（ｉ）	要介護１・２	1086 単位 (11,772 円)
	要介護３・４・５	1411 単位 (15,295 円)

加算

特定事業所加算Ⅲ	専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し市が承認した加算制度。	323 単位 (3,501 円)
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が２段階以上変更になった場合。	300 単位 (3,252 円)
入院時情報連携加算（Ⅰ）	入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合。	250 単位 (2,710 円)
入院時情報連携加算（Ⅱ）	入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合。	200 単位 (2,168 円)
退院・退所加算Ⅰイ	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で１回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合。	450 単位 (4,878 円)
退院・退所加算Ⅰロ	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合。	600 単位 (6,504 円)
退院・退所加算Ⅱイ	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で２回以上受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合。	600 単位 (6,504 円)
退院・退所加算Ⅱロ	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を２回受け、その内１回以上はカンファレンスで１回以上受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合。	750 単位 (8,130 円)
退院・退所加算Ⅲ	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を３回受け、その内１回以上はカンファレンスで１回以上受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合。	900 単位 (9,756 円)
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に２日以上、利用者又は家族の同意を得て利用者宅を訪問し、心身の状況等を記録し、医師やサービス事業者に提供した場合。	400 単位 (4,336 円)
緊急時 居宅カンファレンス加算	医師または看護師等とご利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。	200 単位 (2,168 円)
通院時情報連携加算	利用者が医療機関にて診察を受ける際に同席して情報連携を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。	50 単位 (542 円)
介護職員等処遇改善加算	介護職員や介護従事者の賃金水準改善や職場環境向上を目的とした介護報酬上の加算制度。	所定単位数 ×2.1%